

①都道府県	②市町村名	0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）					I 平成30年度就学援助制度の実施について																				
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1. 就学援助制度の周知方法 （1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）											2. 就学援助制度の申請書の配布方法 （1）就学援助制度の申請書の配布方法（あてはまるもの全てに○）									
							ア. 教育委員会のウェブサイトに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ア. 各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ. 各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ. 各学校で全児童もしくは保護者に申請書を配布	エ. 教育委員会全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ. 制度案内等は各学校で希望者に対して申請書を配布	カ. 制度案内等は教育委員会で希望者に対して申請書を配布	キ. その他（内容を2.（2）に記入してください。）					
（2）ケの内容	（3）就学援助制度周知の工夫	（1）ア	（1）イ	（1）ウ	（1）エ	（1）オ	（1）カ	（1）キ	（1）ク	（1）ケ	（2）ア	（2）イ	（2）ウ	（2）エ	（2）オ	（2）カ	（2）キ										
該当団体数	18	18	18	18	16	0	10	6	10	12	8	12	1	0	11	11	5	13	4	1	0	1	0	6	6		
香川県	高松市	高松市教育委員会 学校教育課	087-839-2616	gakkyo@city.takamatsu.lg.jp	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp		○	○	○	○	○	○						民生委員、児童委員向けに制度を周知									
香川県	丸亀市	教育部 総務課	0877-24-8820	kyoikusoumu-k@city.marugame.lg.jp	http://www.city.marugame.lg.jp/		○			○	○																
香川県	坂出市	坂出市教育委員会	0877-44-5024	gakkyou@city.sakaide.lg.jp	http://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/gakkoukyouiku/		○	○	○	○	○							懇談会や保護者面談時に個別に周知									
香川県	善通寺市	教育委員会教育総務課	0877-63-6326	kyoikusoumu@city.zentsuji.lg.jp				○	○									平成30年度より進級時に学校で就学援助制度の書類を配付									
香川県	観音寺市	教育委員会 学校教育課	0875-23-3938	gakkou@city.kanonji.lg.jp	http://www.city.kanonji.kagawa.jp/		○	○		○	○																
香川県	さぬき市	さぬき市教育委員会事務局学校教育課	0879-42-3106	gakkokyoiku@city.sanuki.lg.jp	http://www.city.sanuki.kagawa.jp/education/school/help		○		○									自立相談支援機関の相談員との連携や、スクールソーシャルワーカーによる保護者への制度説明									
香川県	東かがわ市	教育委員会事務局学校教育課	0879-26-1237	hk-gattukou@city.higashikagawa.lg.jp	https://www.higashikagawa.jp/		○											子ども総合支援センターや子育て支援課の相談員等から個別に案内							制度案内等は行わず、教育委員会で希望者に対して申請書を配布するが、新規申請の際には、教育委員会事務局学校教育課で保護者に対しての聞き取り調査を併せて行う		
香川県	三豊市	教育委員会事務局 学校教育課	0875-73-3131	gakkokyoiku@city.mitoyo.lg.jp	http://www.city.mitoyo.lg.jp		○		○	○	○							・学校事務担当者に対して説明会を実施 ・教頭会で制度説明および協力依頼								毎年2月に、当年度に認定した児童生徒の保護者全員に対して、次年度についての照会の通知と申請書を郵送している。	
香川県	土庄町	土庄町教育委員会 教育総務課	0879-62-7012	kyoiku@town.tonosho.lg.jp	http://www.town.tonosho.kagawa.jp			○	○									入学説明会で学校が説明									
香川県	小豆島町	教育部 学校教育課	0879-82-7014	olive-gakko@town.shodoshima.lg.jp	http://www.town.shodoshima.lg.jp/kakuka/gakkou_kyoiku/			○		○															各学校において制度案内を配布した後、希望者は、所属校の職員（担任、管理職等）と相談後、教育委員会に来ていただき、申請書の配布・記入を同時に行っている。		
香川県	三木町	教育総務課	087-891-3313	kyoikusoumu@town.miki.lg.jp	http://www.town.miki.lg.jp/		○												入学周知会で説明								
香川県	直島町	教育委員会	087-892-2882	kyoiku1@town.naoshima.lg.jp	http://www.town.naoshima.kagawa.jp/																						
香川県	宇多津町	宇多津町教育委員会	0877-49-8007	kyoiku@town.utazu.kagawa.jp	http://www.town.utazu.lg.jp/				○	○	○							・宇多津町ホームページに掲載 ・12月初めに進級生徒の保護者宛に申請書と継続についての文書を送付し、学校に提出してもらっている。								現在認定されている児童生徒に対し、翌年度の申請書を郵送している。	
香川県	綾川町	綾川町教育委員会 学校教育課	087-876-1180	kyoiku@town.ayagawa.lg.jp	https://www.town.ayagawa.kagawa.jp/		○			○	○																
香川県	琴平町	生涯教育課	0877-75-6715	kyoikuinkai@town.kotohira.lg.jp	http://www.town.town.kotohira.kagawa.jp					○	○																
香川県	多度津町	多度津町教育委員会事務局教育課	0877-33-0700	kyoiku@town.tadotsu.lg.jp	http://www.town.tadotsu.kagawa.jp/		○		○										入学説明会での学校からの説明と、町HP等での周知を行っている。								・入学説明会で学校が説明、また、町HPでも周知している。 ・申請書は、希望者に各学校から配付している。
香川県	まんのう町	まんのう町教育委員会学校教育課	0877-73-0108	kyoiku@town.manno.lg.jp	http://www.town.manno.lg.jp/			○	○	○	○																
香川県	三豊市観音寺市学校組合	教育委員会事務局教育総務課	0875-73-3130	kyoikusoumu@city.mitoyo.lg.jp					○	○	○							・学校事務担当者に対して説明会を実施 ・校長会、教頭会で制度説明および協力依頼								毎年2月に、当年度に認定した児童生徒の保護者全員に対して、次年度についての通知を配付している。	

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																									III 就学援助率					
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																			(2) ノ, タ, チを選択した場合						(3) ツに○をし		(4) (2) (3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費, 学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者, 昼食, 被服等が悪い者または学用品, 通学用品等に不自由な理由が多い者	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で, 生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額, 又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税を(5)に記入してください。	テ. その他(内容を記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠			目安額(年額)	係数(倍率)倍	目安額(年額)万円					
該当団体数	18	18	18	16	16	16	18	2	3	10	12	4	2	4	8	2	1	10	0	16	13	13	13	13	13	0	0	1	17	18	18	
香川県	高松市	○	○	○	○	○	○														1.3	課税所得	25	4	355				今年に入り経済状況が悪化した等、特別な事情でお困りの方	15%未満	15%未満	
香川県	丸亀市	○	○	○	○	○	○														1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	300				教育委員会が特に支給を必要と認める者	20%未満	20%未満	
香川県	坂出市	○	○	○	○	○	○	○	○												1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	304				市長が特に援助を必要であると認めるもの	20%未満	20%未満	
香川県	善通寺市	○	○	○	○	○	○														1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	304				市長が特に援助を必要と認める者	15%未満	15%未満	
香川県	観音寺市	○	○	○	○	○	○														1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	316				教育委員会が特に支給を必要と認めた者	20%未満	20%未満	
香川県	さぬき市	○	○	○	○	○	○														1.3	課税所得	24	4	301			平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法の基準額	教育委員会が特に認定を必要と認めた者	15%未満	20%未満	
香川県	東かがわ市	○	○	○	○	○	○																						その他東かがわ市教育委員会が特に認定を必要と認めた者	10%未満	10%未満	
香川県	三豊市	○	○	○	○	○	○														1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	300				教育委員会が特に支給を必要と認めた者	15%未満	15%未満	
香川県	土庄町	○	○	○	○	○	○														1	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	280				教育委員会が特に援助を必要と認める状態にあるもの	15%未満	15%未満	
香川県	小豆島町	○	○	○	○	○	○																						教育委員会が特に必要と認める場合	15%未満	15%未満	
香川県	三木町	○	○	○	○	○	○														1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	289				教育委員会が特に支給を必要と認めた者	15%未満	15%未満	
香川県	直島町	○	○	○	○	○	○																						その他教育委員会が特に必要と認める場合	5%未満	5%未満	
香川県	宇多津町	○	○	○	○	○	○														1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	300				教育委員会が特に支給を必要と認めた者	20%未満	20%未満	
香川県	綾川町	○	○	○	○	○	○														1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	289				教育委員会が特に支給を必要と認める場合	10%未満	15%未満	
香川県	琴平町	○	○	○	○	○	○																						教育長が特に就学援助の必要があると認める者	15%未満	15%未満	
香川県	多度津町	○	○	○	○	○	○														1.3	課税所得	28	4	304				その他教育委員会が特に支給を必要と認めたもの	15%未満	15%未満	
香川県	まんのう町	○	○	○	○	○	○																						教育長が必要と認める者	10%未満	10%未満	
香川県	三豊市観音寺市学校組合	○	○	○	○	○	○														1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	300				教育委員会が特に支給を必要と認める者	20%未満	15%未満	

		IV 平成30年度準要保護就学援助額																																									
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																									
		(1) 費目毎の援助額																																									
①都道府県	②市町村名	学用品費																																									
		新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費																							
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	(2) 補足事項					
該当団体数	18	0	0	0	3	3	3	14	14	0	0	0	0	1	1	1	16	16	0	4	4	0	1	1	1	0	0	0	17	18	1	0	0	0	0	0	0	0	11				
香川県	高松市							○	11,420											○	44,963							○	29,913											支給平均額は平成29年度実績額から算出。			
香川県	丸亀市							○	11,420																			○	27,272											支給平均額は29年度の実績額			
香川県	坂出市							○	13,650																			○	27,800											・要綱上、通学用品費については、第1学年を除き学用品費に含み支給している。			
香川県	善通寺市				○	13,650	12,317																					○	40,215											・「支給平均額」欄については、平成29年度実績による。 ・費目「学用品費」には「通学用品費」を含む。			
香川県	観音寺市							○	11,420																			○	33,000											支給平均額欄…平成30年度予算に計上した単価			
香川県	さぬき市							○	11,420																			○	26,976											支給平均額は29年度の実績額			
香川県	東かがわ市				○	11,420	11,420													○	0							○	27,000											実費支給については、29年度の実績額による。			
香川県	三豊市							○	11,420																			○	27,000												・修学旅行費は、H30予算に計上した額である。 ・通学費は実績なし		
香川県	土庄町							○	11,420																			○	35,907														
香川県	小豆島町							○	11,420																			○	28,000														
香川県	三木町				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600												○	25,606														
香川県	直島町							○	11,420											○	0							○	37,000													・「通学費」実績なし ・「修学旅行費」平成30年度当初予算計上単価	
香川県	宇多津町							○	11,420											○	0							○	25,958													通学費：実績なし	
香川県	綾川町							○	11,420											○	40,600							○	35,000														
香川県	琴平町							○	11,420											○	40,600							○	32,314														
香川県	多度津町							○	11,420											○	40,600							○	35,000														
香川県	まんのう町							○	11,420											○	40,600							○	30,000														
香川県	三豊市観音寺市 学校組合																																									組合立小学校なし	

①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																												(2) 補足事項									
		(1) 費目毎の援助額																																					
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費													
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他				
該当団体数	18	0	0	0	3	3	3	15	15	0	0	0	0	1	1	1	17	17	0	4	4	0	3	3	3	0	0	0	18	19	1	0	0	0	0	0	0	11	
香川県	高松市							○	22,320								○	47,400	○	79177							○	71288									支給平均額は平成29年度実績額から算出。		
香川県	丸亀市							○	22,320									○	47,400								○	78903									支給平均額は29年度の実績額 ・支給平均額は、H30年度予算計上単価記入 ・「学用品費」第1学年の支給単価 22,320円、第1学年以外支給単価 24,550円 ・要綱上、通学用品費については、第1学年を除き学用品費に含み支給している。		
香川県	坂出市							○	24,550									○	47,400								○	64700									・「支給平均額」欄については、平成29年度実績による。 ・費目「学用品費」には「通学用品費」を含む。		
香川県	善通寺市			○	24,550	22,999												○	47,400								○	85241									・通学用品費…第1学年を除く ・支給平均額欄…平成30年度予算に計上した単価		
香川県	観音寺市							○	22,320												○	79410	79410				○	73000											
香川県	さぬき市							○	22,320																		○	61577									支給平均額は29年度の実績額		
香川県	東かがわ市			○	22,320	22,320													○	47,400	○	71000					○	65000									実費支給については、29年度の実績額による。		
香川県	三豊市							○	22,320													○	79410	0			○	67000										・修学旅行費は、H30予算に計上した額である。 ・通学費は実績なし	
香川県	土庄町							○	22,320																		○	78108											
香川県	小豆島町							○	22,320																		○	79000											
香川県	三木町			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400													○	66220											
香川県	直島町							○	22,320										○	47,400	○	0					○	80000										・「通学費」実績なし ・「修学旅行費」平成30年度当初予算計上単価	
香川県	宇多津町							○	22,320										○	47,400	○	0					○	70000										通学費：実績なし	
香川県	綾川町							○	22,320																		○	80000											
香川県	琴平町							○	22,320																		○	77992											
香川県	多度津町							○	22,320																		○	75000											
香川県	まんのう町							○	22,320																		○	80000											
香川県	三豊市観音寺市 学校組合							○	22,320													○	79410	0			○	67939											通学費：実績なし

